

平成 2 8 年

第 1 回西原村臨時会会議録

平成 2 8 年 1 月 2 8 日

平成 2 8 年 1 月 2 8 日

熊本県阿蘇郡西原村議会

平成28年第1回臨時会会期日程表

月 日	曜	区 分	日 程	備 考
1月28日	木	本会議	<ul style="list-style-type: none">・開会・会期の決定・村長の職務代行者提案理由説明・議案審議 (承認第1号・議案第1号)	

提 出 議 案 等

(平成28年1月28日提出)

(村長の職務代理者提出議案)

承認第 1号 専決処分の報告及び承認について
(専第7号) 西原村税条例の一部を改正する条例の一部を改正する
条例の制定について

議案第 1号 工事請負契約の締結について

目 次

第1号（1月28日）

議事日程第1号	1
応招議員氏名	2
出席議員氏名	3
事務局職員出席者	3
説明のため出席した者の職氏名	4
開会・開議	5
日程第 1 会議録署名議員の指名	5
日程第 2 会期の決定について	5
日程第 3 村長職務代理者副村長提案理由説明（承認第1号・議案第1号）	5
日程第 4 承認第 1号 専決処分の報告及び承認について 「（専第7号）西原村税条例の一部を 改正する条例の一部を改正する条例の 制定について」	6
日程第 5 議案第 1号 工事請負契約の締結について	7
閉 会	13
署 名	15

第 1 号 (1 月 2 8 日)

平成28年第1回西原村議会臨時会会議録

平成28年1月28日、平成28年第1回西原村議会臨時会が西原村役場に招集された。

平成28年1月28日（木曜日） 議事日程第1号

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 村長の職務代理者提案理由説明（承認第1号、議案第1号）
- 日程第 4 承認第 1号 専決処分の報告及び承認について「（専第7号）
西原村税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について」
- 日程第 5 議案第 1号 工事請負契約の締結について

1、応招議員 (10名)

1 番	坂 本 隆 文 君
2 番	中 西 義 信 君
3 番	村 上 貞 廣 君
4 番	西 口 義 充 君
5 番	上 野 正 博 君
6 番	山 下 一 義 君
7 番	林 田 直 行 君
8 番	坂 梨 公 介 君
9 番	宮 田 勝 則 君
10 番	田 島 敬 一 君

2、不応招議員 (なし)

3、出席議員 (10名)

1 番	坂 本 隆 文 君
2 番	中 西 義 信 君
3 番	村 上 貞 廣 君
4 番	西 口 義 充 君
5 番	上 野 正 博 君
6 番	山 下 一 義 君
7 番	林 田 直 行 君
8 番	坂 梨 公 介 君
9 番	宮 田 勝 則 君
10 番	田 島 敬 一 君

4、欠席議員 (なし)

5、職務のため出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	吉 田 光 範 君
議会事務局書記	平 方 彩 華 君

6、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

村長の職務代理者副村長

	内 田 安 弘 君
教 育 長	曾 我 敏 秀 君
総務課長	泉 田 元 宏 君
企画商工課長	高 本 孝 嗣 君
教育課長	塚 元 利 文 君
会計管理者	中 村 義 光 君
税務課長	佐 藤 光 弘 君
産業課長	海 東 義 朗 君
保育園長	園 田 久美代 君

○議長（坂梨公介君）おはようございます。

本日は全員出席であります。

第1回の臨時会が招集されましたところ、定足数に達しておりますので、平成28年第1回西原村議会臨時会を開会します。

ただ今から本日の会議を開きます。本日の会議は、お手元に配付の議事日程第1号のとおり行います。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、6番議員、山下一義君、7番議員、林田直行君を指名します。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、異議はございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（坂梨公介君）異議なしと認め、よって会期は、本日1日限りに決定しました。

日程第3、村長の職務代理者である副村長に提案理由の説明を求めます。

（村長職務代理者 副村長 内田安弘君 登壇 説明）

○副村長（内田安弘君）おはようございます。

平成28年第1回西原村議会臨時会の招集をお願いしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともに大変ご多忙の中、全員のご出席を賜り厚く御礼を申し上げます。

本来ならば、日置村長が提案理由の説明を申し上げるべきところですが、ご存じのとおり、現在、腰痛治療のため熊本市内の病院に入院しております。経過は良好でございますが、今般、発注を予定しております工事において、議会の同意をお願いする事案がありますので、地方自治法第152条第1項の規定に基づく西原村長職務代理者として、副村長の私から提案理由の説明をさせていただきます。

承認第1号、専決処分 of 報告及び承認について。

平成27年専第7号、西原村税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

この条例の改正につきましては、平成28年度税制改正大綱において、一部の手続における個人番号の利用の取り扱いを見直す方針が示されたことに伴い、西原村税条例の一部を改正する条例の一部を改正し、平成28年1月1日から施行する必要があるため、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により、12月28日付で専決処分をさせてい

ただきました。

詳細につきましては、税務課長よりご説明いたします。

議案第1号、工事請負契約の締結についてご説明いたします。

議案第1号、工事請負契約の締結についてでございますが、鳥子工業団地内の企業の工場増設に伴いまして、新たに調整池の整備が必要となり、今回、鳥子工業団地第2調整池整備工事につきまして、指名競争入札により契約の相手が決定いたしましたので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては産業課長よりご説明いたします。

以上、承認1件、議案1件、合計2件でございます。議員各位におかれましては慎重審議をしていただき、ご承認、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わらせていただきます。大変お世話になります。

○議長（坂梨公介君）以上で、村長の職務代理者である副村長の提案理由の説明は終わりました。

日程第4、承認第1号、専決処分の報告及び承認について「（専第7号）西原村税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

内容の説明を税務課長に求めます。

（税務課長 佐藤光弘君 登壇 説明）

○税務課長（佐藤光弘君）おはようございます。

承認第1号、西原村税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の説明をさせていただきます。

この条例改正は、平成27年12月24日に平成28年度政府の税制改正大綱が閣議決定され総務省より助言があり、これに伴い平成27年5月21日に承認第2号で承認していただきました西原村税条例の一部を改正する条例（平成27年度西原村条例第22号）を再度改正しなければならず、平成28年1月1日から施行する必要がありますので、平成27年12月28日付で専決処分をさせていただきました。

専決承認をしていただいた条例を改正しておりますので一部改正条例の一部を改正となります。

改正の内容につきましては、お手元に配付しております条例の概要税務課資料1と新旧対照表をごらんください。

主な改正点は、村税の一部の減免申請において行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律第2条第5項に規定する個人番号を記載する必要がないために平成27年西原村条例第22号で専決承認していただいた一部を改正する条例を再度改正するものです。

ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（坂梨公介君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（坂梨公介君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。10番、田島議員。

（10番議員 田島敬一君 登壇 討論）

○10番議員（田島敬一君）10番、田島です。

反対討論です。

これ、前々から幾度も一般質問やら議案審議の際にこの個人情報、マイナンバーで情報を一括して管理するということは大変情報漏れの恐れがあるということで反対をしてまいりました。

したがって、この一部改正のまた改正ということでありますけれども、反対いたします。

○議長（坂梨公介君）ほかにごございませんか。9番、宮田議員。

（9番議員 宮田勝則君 登壇 討論）

○9番議員（宮田勝則君）賛成側の立場として討論させていただきますけれども、冒頭より田島先生の所属する党がマイナンバー制度に対しては根本反対ということでありますけれども、1自治体の中で国の施策に対して違反な行為をやった場合にどういうペナルティーが来るかという観点から、どうしても上位法に逆らえないという日本の国家システムとしてありますものですから、今回の一部改正の一部を改正するという文言的には何か紛らわしいような改正でございますけれども、これを行うことによってスムーズな事務処理が可能になるという条例ですので、そういう観点より賛成討論といたします。

○議長（坂梨公介君）ほかにごございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（坂梨公介君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

承認第1号、専決処分の報告及び承認について「（専第7号）西原村税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について」を原案どおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（坂梨公介君）起立多数であります。

よって、承認第1号は原案どおり承認されたものと決定します。

日程第5、議案第1号、工事請負契約の締結についてを議題とします。

内容の説明を産業課長に求めます。

（産業課長 海東義朗君 登壇 説明）

○産業課長（海東義朗君）おはようございます。

議案第1号についてご説明いたします。

議案第1号、工事請負契約の締結について。

次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項5号及び議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

平成28年1月28日提出、熊本県阿蘇郡西原村長職務代理者、西原村副村長。記。

1、契約の目的、鳥子工業団地第2調整池整備工事。

2、契約の方法、指名競争入札。

3、契約金額、4,847万400円（税抜き額4,488万円）。

4、契約の相手方、所在地、熊本県阿蘇郡西原村大字鳥子2710。会社名、日置工業株式会社。代表者、代表取締役、日置一登。

次ページに仮契約書を添付しております。

また配付しております資料といたしまして、今回、契約をいたします工事箇所平面図と契約予定者の経営規模等評価通知書、直近3年における工事施工金額、工事経歴書の資料を配付しております。

工事箇所平面図につきましては、赤色の部分が今回発注工事部分でございます。

図面左側が工業団地方面、下側が村道万徳新所線方面になります。

以上でございます。審議方よろしく申し上げます。

○議長（坂梨公介君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。3番、村上議員。

○3番議員（村上貞廣君）3番、村上です。1点だけ教えてください。

まず、日置工業さんが落札されておりますが、何社による指名競争入札であったのかという点と、落札率は何%だったんですか。その1点だけ教えてください。

○議長（坂梨公介君）暫時休憩します。

（午前10時15分）

（午前10時20分）

○議長（坂梨公介君）休憩前に引き続き会議を再開します。

総務課長。

○総務課長（泉田元宏君）入札参加者につきましては4社であります。

落札率につきましては80.0幾つだったと思いますけれども、ちょっと担当者のほうが河原団地のほうに行っておりますので一番最後の小さいところまではわかりませんが、80.0幾つであったと思います。

○議長（坂梨公介君）3番、村上議員。

○3番議員（村上貞廣君）ありがとうございました。

入札参加者が4社と、少ないのか多いのか、地元だけだったのかということとはちょっと定かではありません。

約80%ということは、とられた業者の方も非常に厳しい数字じゃないかというふうに判断できますが、行政にとって、自治体にとっては喜ばしいことでしょうけれども、地元の業者の育成、それから能力向上等を考えますと非常に厳しい数字かなと思います。

ちょっとお願いなんですけれども、これは私個人の意見なんですけど、自治体としましては、今言ったように下がれば下がるほど、本当に、言葉は悪いようですが儲けたというようなことになっていきますが、地元の業者育成のためにはある程度の線で妥協するところも妥協したい、これはたたきがない限りはそういうことで、今から地元業者の育成のほうに当たっていただきたいというふうをお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（坂梨公介君）ほかにございませんか。6番、山下議員。

○6番議員（山下一義君）6番議員、山下です。

ここの調整池の周辺は全て農地ということであります。今、農地が点在しておりますけれども、ここには排水路が1本もありません。ですから、ここの南側の、調整池の南側、ここに道がありますけれども、そこを雨水が全て大水のときにはどンドン流れます。その場合のここの雨水対策は、ここの排水路がありますけれどもこっちへ流すのか、あるいは今までどおりなのか、それとも調整池に入るのか、そこをちょっと教えてもらいたいです。

○議長（坂梨公介君）企画課長。

○企画商工課長（高本孝嗣君）ただいまのご質問でございますけれども、今度の調整池につきましては平成24年から計画を持っておりまして、今回の調整池が最終的な決定いたしました場所でございます。

調整池を設置するに当たりまして、都市計画法に基づいた開発の許可を必要といたします。そのときの分水からいたしますと、一番北側の方は堀場さんの方が拡張いたしましたところからさらに100mほど東側の辺から、大体分水的にはこの調整池に入るような計画でこの調整池をつくっております。その調整池に入りました排水につきましては、この図面の中で南側になりますけれども、この水路を流れていくということで、これは県道までの排水計画でしております。

この分の調整池よりも西側につきましては、分水で入る分はこの中に入りますけれども、その東側については勾配がこちらのほうに若干向いておりますので、調整池に入る分についてはこれで対応していきたいというふうに思っております。

農道というか農地につきましては今までの排水については、それぞれが今まで流れていたところで流れていくと思いますので、よろしく願いいたし

ます。

以上でございます。

○議長（坂梨公介君）6番、山下議員。

○6番議員（山下一義君）ということは、この調整池に雨水が入るというわけですね。ということは、チウキヨーさんのあそこの調整池、あれよりももっとひどくこの調整池が土ですぐ埋まるという僕は懸念がありますけれども。

なぜならば、排水路がほかにありませんから大雨の時は降った雨と一緒に雨水と同時に泥がこの調整池に入るということは、この調整池がすぐにかさ上げになってまた掘らなくてはならないということになりかねないと思いますけれども、そういうところはどういうお考えですか。

○議長（坂梨公介君）企画課長。

○企画商工課長（高本孝嗣君）専門のコンサルにお願いしたところでこの設計ができ上がっております、当初は、多分チウキヨーさんあたりが拡張した部分の盛り土なりそれが必要以上に流れてくることはございませんでしょうけれども、その辺の畑あたりのやつが流れてきた分で廃土的にたまる部分については排出できるような状態にはしております。余水吐という方式をとっております、ある程度たまったらそこから流れていくような形でございますので、詰まるというようなことはございません。

○議長（坂梨公介君）山下議員。

○6番議員（山下一義君）詰まるんじゃないで、泥が堆積してチウキヨーさんの第1調整池と同じようにかさ上げになって、また掘削せねばならない、掘削すればまた費用が非常にかかるという内容ですから、もっとそういうところを合理的に考えてほしいと思いますけれども。

以上です。

○議長（坂梨公介君）答弁、求めますか。

○6番議員（山下一義君）いいです。

○議長（坂梨公介君）ほかにございませんか。9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）9番議員、宮田です。

まず、今回の契約については日置工業さん落札の契約ということでございますけれども、執行部側にちょっと質問でございます。

今回の落札が8割と、約80%ということで、4社の指名競争入札というやりとりが出ております。行政側としては80%で2割は浮いているということですが、品確法の観点から1つお聞きいたします。

熊本県並びに上級官庁並びに近隣町村もほぼ移行してきておりますけれども、西原村の場合、公共事業の最低制限価格は建築工事を除いて8割と固定しております。建築が85%と記憶しておりますけれども、その根拠が昔につくられたものでありますのでありません。根拠自体は何もない根拠でそのまま現代にまで至っているというふうに解釈しております。

品確法ができた経緯からすると、その80%や85%が適正なのかどうかというところが疑問視され出しております。

熊本県の場合は、数字が動きます。個々各々の積み上げの中でそれぞれの直工、間接経費に必要であるだろうパーセンテージを入れて、それで最終的に最低制限価格の設定がされております。軒並み87%から9割ぐらいのところですよ。

本村の場合は80%ということで、それからすると1割ないし7%ぐらいが低いんではなかろうかというふうな考えです。全国的にそういう傾向にありますけれども、非常に行政側としては安くとっていただいたということで金額的にはいいかもしれません。

ただ、その構造物、つくったものが公共施設として一定規模以上の品質を持たせなければならないという逆の反面の面を持っておりますので、本年度はこういった状況で数本の8掛けクラスの入札があっておりますけれども、来年度に向けてどう考えているのかということがまず1点です。

それと、今回、第2調整池ですけれども、もともと第1調整池もあります。大分議会から指摘をここ2年間ぐらい上げておりますけれども、それぞれ同じ工業団地の雨水排水といいますか計画面積によってこの調整池があるということで、機能の充実ということで第1調整池側も指摘されたことができやしないかと思っておりますけれども、その辺を含めて2点、答弁を願います。

○議長（坂梨公介君）副村長。

○副村長（内田安弘君）ご指摘ありがとうございます。

契約の最低制限価格、一つの流れかと思いますので、来年度に向けて勉強させていただきたいというふうに思います。ありがとうございます。

○議長（坂梨公介君）企画課長。

○企画商工課長（高本孝嗣君）第1、第2の調整池ということで、今回は第2調整池でございまして、先ほど申し上げましたように、共和さんよりも東側のほうを網羅するという調整池でございまして、第1については先ほど宮田議員の方からおっしゃいましたように、ここ2年ほど調整池そのものの景観的な問題、または機能的な問題を質問されております。

機能的な問題につきましては、議会の方でも答弁させていただいておりますように、機能的には何ら問題がございません。ただ、景観的また防災的からしますと、草が生えてちょっと見苦しいということでご指摘がございすけれども、それを排土または草刈りの排除をするためには予算が必要となります。排土にしましては、この第2調整池を計画する段階で数億円かかるという話でありまして、この第2調整池を計画されたというふうに伺っております。草刈りにつきましては、景観上あまりよろしくないということでございますけれども、先ほど申し上げましたように予算が伴いますので、この辺につきましては、今、機能的に働いているということでお話をさせていただ

いたところでございますので、もし予算が許されますならば第1調整池あたりも今後は検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（坂梨公介君）9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）今回、当初、第1調整池を深く掘り下げると非常に予算が大規模になるという観点と、中が非常によろしくないということで第2調整池を排水系統図も考えて造ったわけですが、やはり第1調整池の機能を充実しながら第2調整池をうまく利用するというのが基本的な考え方の計画であるというふうの開発の中では謳ってあると思います。そういった観点からやっていただきたいと思います。

それと、先ほどのやりとりの中で、ちょっと疑問、もう1点の観点で開発行為が行政間同士で入っておると思いますけれども、あくまで工業団地内の開発ということで調整池が造られたと思います。農地の排水がここに入るとするのはちょっとまずいと、表向きにはまずいと思いますので、その辺も入っておれば新たな開発の面積が考慮されておるということになりますけれども、その辺は確認だけ入ってますですか。

○議長（坂梨公介君）企画課長。

○企画商工課長（高本孝嗣君）計画をする段階で、開発の土木の方からそこに当然流れるであろう流水については拾えるような状態で、拾わなければこの調整池の機能というか設置する場所が、根拠的にはこれから北側がちょっとレベル的というか勾配がこちらのほうに向いておりますので、この北側については工業団地の堀場さんのやつ、またここに共和さんの計画で今、造成をしますけれども、その間は農地がございます。6反ほどございます。その分の土地については、どうしてもここに流れざるを得ないので、こちらのほうに流していくと。これはまだ全然違う方向、農地を通すような状況にしますと、今まで流れておりました流水からは全然はぐれてしまいますので、今まで流れていた流水についてはこの調整池に入るようにすると。農地をわざわざこちらのほうに引っ張ってくるような計画はしておりませんので、よろしくをお願いします。

○議長（坂梨公介君）宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）担当する産業課長に一言求めたいと思います。

表契約、2月1日から3月28日、当然無理があると誰もが思うところがございます。いつまでを工期に設定する予定でございますか。

○議長（坂梨公介君）産業課長。

○産業課長（海東義朗君）工期につきましては、仮契約では3月いっぱい、平成27年度発注ですので3月28日になっておりますけれども、もちろん工期的に金額的にも適正工期ではありませんので、繰り越しをかせぎさせていただきます。平成28年の大体7月ごろをめどにしているところがございます。

以上です。

○議長（坂梨公介君）ほかにございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（坂梨公介君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（坂梨公介君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第1号、工事請負契約の締結についてを原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（坂梨公介君）全員起立であります。

よって、議案第1号は原案どおり可決されました。

以上で、本日の議事日程及び会期日程は全部終了しました。

これをもって閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（坂梨公介君）異議なしと認め、これをもって平成28年第1回西原村議会臨時会を閉会します。

午前10時37分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

熊本県阿蘇郡西原村議会議長 坂 梨 公 介

6 番議員 山 下 一 義

7 番議員 林 田 直 行